

■ 富山市高齢者補聴器購入費助成事業 販売店向けQ & A

【制度概要】

Q 1 対象となる販売店の条件はありますか？

A 1 次の両方を満たす販売店です。

- ・富山市内に実店舗を有すること
- ・管理医療機器販売業の届出をしていること

【見積書】

Q 2 医師の意見書を持っていない方に見積書を作成してよいですか？

A 2 見積書は作成せずに、まず、耳鼻咽喉科を受診し、医師の意見書の取得していただくよう案内してください。

Q 3 医師意見書の有効期限はありますか？

A 3 有効期限を設け、意見書の作成日から3か月以内のものを有効としています。

Q 4 見積書に決まった様式はありますか？

A 4 ありません。
ただし、次の内容を必ず記載してください。

- ・宛名
- ・補聴器品名
- ・管理医療機器認証番号
- ・補聴器の形状（耳掛け型、耳あな型、ポケット型等）
- ・補聴器本体の金額（助成対象金額）
- ・見積日
- ・販売店名

Q 5 付属品や電池代を助成対象に含めてよいですか？

A 5 助成対象に含めることはできません。
助成対象は補聴器本体のみです。
修理費、付属品、交換用電池等も対象外になります。

Q 6 見積後に機種変更はできますか？

A 7 できません。
見積書に記載された補聴器のみ対象となります。

【販売時】

Q 7 助成決定通知書を持参された方に補聴器を販売してよいですか？

(助成の対象者という理解でよいですか？)

A 7 はい。助成対象者となりますので、見積書どおりの補聴器を販売してください。

Q 8 購入者（申請者）から受け取る金額はいくらですか？

A 8 販売価格（見積金額）から助成額（助成決定通知書金額）を差し引いた自己負担額（領収書金額）です。

Q 9 購入者（申請者）から提示される助成決定通知書は回収してよいですか？

Q 9 あくまで購入者本人の書類となるため販売店で回収することはできません。

確認後、購入者へ必ず返却してください。

なお、必要であれば、購入者に確認の上、写しを取得してください。

【請求手続】

Q 1 0 市への請求に必要な書類は何ですか？

A 1 0 次の書類を提出してください。

- ・実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号）
- ・領収書の写し

Q 1 1 領収書に必要な記載事項は何ですか？

Q 1 1 次の内容が必要です。

- ・宛名（購入者氏名）
- ・購入日
- ・補聴器品名
- ・領収金額
- ・販売店名

なお、領収書のみでは補聴器本体の内容が確認できない場合は、納品書・明細書などを併せて提出いただくことで差し支えありません。

Q 1 2 領収書の代わりにクレジットカード売上票でもよいですか？

A 1 2 できません。

別途、正式な領収書を発行してください。

Q 1 3 請求書兼委任状は販売店が代筆できますか？

A 1 3 申請者欄の代筆はできません。

販売店は受任者欄のみ記載してください。

Q 1 4 請求書類の提出期限はいつですか？

A 1 4 販売日の翌月末日までです。

Q 1 5 請求書類はどこへ提出しますか？

A 1 5 富山市福祉保健部長寿福祉課（富山市新桜町7番38号）へ提出してください。

郵送も可能ですが、その場合、書類等に不備があれば、販売店様のご負担で再提出していただくこととなります。

【その他】

Q 1 6 申請時点で64歳だった方が、購入時に65歳となった場合は対象ですか？

A 1 6 対象外です。年齢要件は申請日時点で判断します。

Q 1 7 領収書の金額は総額ですか？

A 1 7 補聴器総額ではなく、助成額を差し引いた申請者の自己負担額を記載してください。

Q 1 8 販売後に返品・交換となった場合はどうなりますか？

A 1 8 速やかに富山市長寿福祉課へご連絡ください。

【制度・申請案内】

Q 1 9 申請書類はどこで入手できますか？

A 1 9 富山市長寿福祉課窓口及び富山市ホームページで取得可能です。

必要に応じて、お客様へ富山市ホームページ等をご案内ください。

※このQ&Aは、作成時現在の状況のものであり、今後、内容が変更となる場合がありますので、最新情報は富山市ホームページをご確認ください。